

令和7年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和7年4月25日（金）

令和7年第4回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和7年4月25日（金）午後2時00分  
茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 特別会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について
- 第4 議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第5 報告第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第6 報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について

出席委員

1 番 石坂 豊治 君

2 番 齋藤 和子 君

3 番 柿澤 博 君

4 番 大竹 孝一 君

5 番 小西 利章 君

6 番 今井 英夫 君

~~7 番 吉田 恵子 君~~

区域 3 三橋 清高 君

8 番 原田 勝幸 君

9 番 廣瀬 正実 君

10 番 野中 清 君

11 番 杉本 剛昭 君

12 番 朝倉 直芳 君

13 番 村越 重芳 君

14 番 小澤 昇 君

欠席委員 7 番 吉田 恵子 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君

局長補佐 松澤 一樹 君

午後 2 時 00 分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 7 年第 4 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、7 番吉田恵子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち、13 名の委員が、出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。3 番柿澤博委員、9 番廣瀬正実委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 20 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件から 3 番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。1 番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1 番（石坂豊治君） 議案第 20 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 4 月 17 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、現況畑、257㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、ネギ、スイートコーン、キュウリを作付けする予定です。

労働力につきましては、本人 52 歳、従事日数 365 日、専業、配偶者 51 歳、従事日数 365 日、専業、父 82 歳、従事日数 365 日、専業、母 79 歳、従事日数 365 日、専業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 4 月 16 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の申請地は、1 筆、畑、998㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、ナス、ブロッコリー、オクラを作付けする予定です。

労働力につきましては、本人38歳、従事日数110日、兼業、母67歳、従事日数180日、兼業でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続いて、3番案件をご報告いたします。

令和7年4月17日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～3番案件について内容を説明～

3番案件の申請地は、1筆、現況畑、330㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、ジャガイモ、コマツナ、シュンギクを作付けする予定です。

労働力につきましては、本人94歳、従事日数200日、専業、子69歳、従事日数150日、兼業、子の配偶者68歳、従事日数250日、専業、孫30歳、従事日数150日、兼業でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 1番案件につきましては、本件の農地については、生産緑地となっております。3番案件の農地につきましては、1番案件と同様に生産緑地となっております。以上となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件から3番案件までを報告のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。4番大竹委員より報告をお願いいたします。

○4番（大竹孝一君） 議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和7年4月17日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、5筆、いずれも現況畑、合計1,603㎡でございます。

申請目的は、車両置場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面砂利敷とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、フェンスを新設する計画となります。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本件の申請目的は、車両置場となっております。大型車両をディーラーに出荷するまでの置場として使用する計画となっております。以上となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第22号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件から3番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。区域3三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 議案第22号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3

項による意見聴取について、1番から3番案件を一括してご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、1筆、現況畑、1,181㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～2番案件について内容を説明～

続いて、2番案件の農地は、1筆、現況田、1,402㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までとなり、1年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～3番案件について内容を説明～

続いて、3番案件の農地は、2筆、いずれも現況畑、合計1,123㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第22号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件から3番案件までを報告のとおり承認することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、議案第23号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

1番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1番（石坂豊治君） 議案第23号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件をご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

本案は、被相続人が、令和6年7月29日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和7年4月17日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

相続人は、1筆、508㎡について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、軽トラ、耕運機、草刈り機、その他一式でございます。

労働力は、本人62歳、従事日数150日、兼業、妹52歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第23号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び、日程第6、報告第11号、農地法第5条第

1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、一括して上程いたします。事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第 10 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、ご説明いたします。

本案は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく農地転用の届出でございます。議案書は 5 ページ、1 番案件のみでございます。

転用の目的といたしましては、共同住宅敷地となっております。

届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第 17 条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第 11 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、ご説明いたします。

本案は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく農地転用の届出でございます。議案書は 6 ページ及び 7 ページ、1 番案件から 14 番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、道路敷地、資材置場となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第 17 条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第 10 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び、報告第 11 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてまでの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和 7 年第 4 回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時20分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員